

## 第24号様式（第23条関係）

(第1片)

(表)

年　月　日

東京都知事

殿

管理者住所

氏　　名

## 診療用放射線照射装置備付届

下記のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第26条の規定により届け出ます。

記

病院 診療所	名　　称		
	所　　在　　地		電話番号　(　　)
診に 療用す る射事 線項目 照 射 裝 置	製　作　者　名		
	型　式　及　び　個　数		
	装備する放射性同位元素の種類		
	装備する放射性同位元素の数量(ベクレル)		
	用　　途		
放師射 射、線 線、歯 技、診 科、師 療、医 の、に、 師、氏 従、又、 名、事、 は、及、 す、診、 び、る、 療、經、 医、放、 歴	氏　　名	職　　種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年　月　日	

(日本産業規格A列4番)

診放る 療射構 用線造 放障設 射害備 線の照 防概 射止要 裝に置 関のす	放射線源収納容器の漏えい放射 線 70 マイクログレイ／時 (線源から 1 メートル)	以下 · 超える
	二 次 電 子 ろ 過 板	有 · 無
	照射口開閉用遠隔操作装置	有 · 無
	放射線発生時の自動表示装置	有 · 無
	インターロック装置	有 · 無
	エックス線装置の併設	有 · 無
診に 療関 する 放構 射線 造設 照備 射の 裝概 置要 使室 の放 射線 障害 の防 止	使 用 の 場 所	
	建 築 物 の 構 造	耐火構造 · 不燃材料
	遮蔽物 を設ける場所	構 造 、 材 料 、 厚 さ
	天 井	構 造 、 材 料 、 厚 さ
	床	
	(東)	
	(西)	
	(南)	
	(北)	
	出 入 口 の 扉	
	操 作 室	有 · 無 ( )
	監 視 用 モ ニ タ ー 等	有 · 無
	出 入 口 の 数	通常出入口 非 常 口
	使 用 室 の 標 識	有 · 無

治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造・不燃材料	
	遮蔽物 を設ける場所		構造、材料、厚さ	
	天井			
	床			
	治療病室の防護物の概要	(東)		
		(西)		
		(南)		
		(北)		
		出入口の扉		
		その他の開口部		
	出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所
	治療病室の標識		有・無	
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり	
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫 その他( )	
	貯蔵施設の遮蔽材料			
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口 箇所・非常口 箇所
		特定防火設備に該当する防火戸		有・無
		閉鎖設備		かぎ・その他( )
	貯蔵箱の閉鎖設備		有・無	
	貯蔵容器の遮蔽材料			
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有・無	
	標識		有・無	

運 障 る 搬 害 構 容 の 造 器 防 設 の 止 備 放 に の 射 関 概 線 す 要	容 器 の 構 造	
	貯蔵物の種類及び数量の表示	有 · 無
	標 識	有 · 無
診 に 療 関 用 す 放 る 射 線 措 置 装 置 の 概 使 用 室 の 放 射 線 障 害 の 防 止	放射線障害の防止に必要な注 意 事 項 の 掲 示	有 · 無
	出入口の使用中自動表示	有 · 無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置	有 · 無
	管 理 区 域 管理区域を設ける場所	別添図面の通り
	境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有 · 無
	立 入 制 限 措 置	有 · 無
	標 識	有 · 無
	敷 地 の 境 界 等 敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置	有 · 無
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有 · 無
	そ の 他 取扱者の被ばく測定器	

## 注意事項

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の図面は、その各室ごとに照射方向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏えい放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。